823
15

[illegible]年

参判家下行廊

外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記

[illegible]月 日

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

外務省引継本

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

[illegible]

六月二日

一 今日西脇参判家[illegible]

[illegible]

[illegible]

同三日

一 西脇[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』
ガラス使用

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

六月八日

一 明六日国忌[illegible]

[illegible]

六月八日

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

同九日

一 今日[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』
ガラス使用

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

覺

一 今番中大廳西行廊改建時比西二門
内中門設立後考見前圖則依有體
小故即當改建而笠董今既異役
以世遲滯誠為切悶如是仰請 恕
諒旬外則日後一依前圖改設之事
辛亥七月 日 笠董堂二官 義敬

玄同知事
堂下官 懋卿
崔 [illegible]

館司 尊公
覺

一 中大廳西行廊改建之時笠董官
自貴列依例差送各別用力指

揮故今番則畢竟無事完了至
於僕等實爲欲幸須以此意以吾
爲措辭轉報于
貴州幸甚
辛亥七月日　右同ヨ
龍司尊公
覺

一　白朱肆石
古銀捌兩陸戔
右監董次和別同付無朔条

一　白朱壹石
古銀伍兩
右小禁徒無朔条

一　古銀陸兩

一 右都木手舟朔条

同拾貳両

右都木手往來船中艱米以蒸拾日

為限

右者依例入送事

辛亥六月日

館司尊公

右同ニ

一代官尊公

七月廿九日

一 今日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八月

一

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

823
15

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用

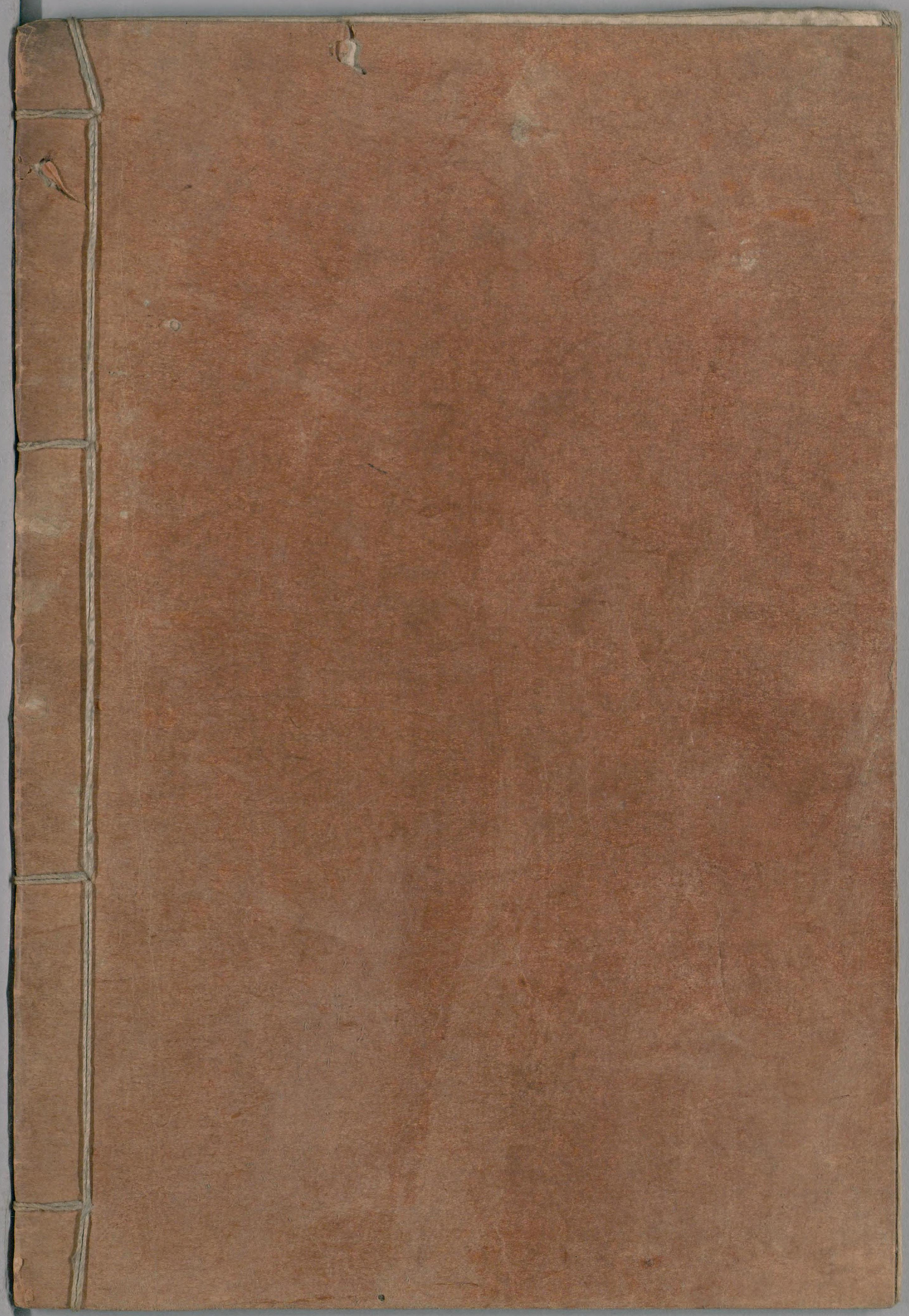

国立国会図書館　　請求記号 WA1-6-15
タイトル『参判家下行廊外向ヨリ監董ニ付被召仕候毎日記』

ガラス使用